

会津大学学生の懲戒処分に関する規程

(平成19年4月1日規程第1号)
(最終改正 平成27年3月25日)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学則（以下「学則」という。）第38条及び会津大学院学則（以下「大学院学則」という。）第38条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関して必要な事項について定めるものとする。

(懲戒対象行為)

第2条 この規程において「懲戒対象行為」とは、次の各号の行為をいう。

- (1) 学内における不正行為等、秩序を乱す行為
- (2) 学内外における刑事事件に関する行為
- (3) その他学生としてあるまじき行為

(懲戒の種類及び内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 退学 退学させる。再入学は認めない。
- (2) 停学 1年以内の有期又は無期とし、この間の登学を禁止する。
- (3) 訓告 学生の行った非違行為を戒めて反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう文書により注意する。

2 停学期間は、学則第12条に定める修業年限及び大学院学則第10条の標準修業年限に含めない。ただし、停学期間が1か月以下の場合はその限りでない。

なお、どちらの場合も学則第13条及び大学院学則第11条に定める在学期間に含めるものとする。

(懲戒対象行為の確認)

第4条 懲戒対象行為が確認されたときは、学生部長は当該学生に口頭又は文書による意見陳述の機会を与えなければならない。

2 当該学生が意見陳述の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第5条 懲戒処分については、学生支援委員会の原案をもとに教授会又は研究科委員会において審議し、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は前項の報告を踏まえ、懲戒処分を決定し、「懲戒通知書」により当該学生に通知するものとする。

3 前項の通知を学生にした場合は、保証人に対し通知の写しを送付するものとする。

4 懲戒処分を行った場合は、処分内容（学生の氏名を除く）を学内に告示する。

(無期停学の解除)

第6条 学長は、無期停学の学生について、その発効日から起算して1年を経過した後、停学の解除が適当であると認めたときは、学生支援委員会及び教授会又は研究科委員会の審議を経て、停学を解除することができる。

(不服申し立て)

第7条 当該学生は、懲戒処分の内容について不服がある場合は、文書により学長に不服申し立てをすることができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。